令和7年度 横手市6次產業化推進支援事業補助金 公募要領(第2回)

1. 事業の目的

横手市産の農産物等を活用し、6次産業化に取り組む際の経費の一部を補助します。

※この事業における「6次産業化」の定義

「6次産業化」とは、農業者等が自ら生産だけでなく加工・流通販売を一体的に 行ったり、本市の農業振興を目的として農業者等と商工業者が連携して事業を展開 すること。

2. 補助対象者

市内の農業者、農業法人、農業団体、農業者と連携する事業者等

3. 補助対象事業の要件

- ①横手市産の農産物等を原材料とすること。
- ②6次産業化の推進を行う事業であること。
- ③販路拡大や原材料の生産拡大が見込まれること。
- ④当該事業に対し、他の機関(国・県等)から補助を受けていないもの。
- ⑤その他、6次産業化推進において審査会が特別に必要と認める場合。
- ※交付決定前の事業着手は、補助の対象としない。

4. 補助対象経費

- ソフト事業
 - ・加工品等のデザイン開発に要する経費
 - ・加工品等の生産、流通及び販路開拓に関する調査に要する経費
 - ・加工品等開発のための研修その他人材育成に要する経費
 - ・加工品等の成分分析に要する経費

② ハード事業

・農産物等を加工するための施設の新設および改修、設備の購入および機器設置等に 要する経費

|5. 補助率及び補助上限|

- ① ソフト事業
 - 30万円を上限とし、対象経費(消費税を除く。)の1/3以内。
 - ※千円未満切捨て

- ② ハード事業
 - 50万円を上限とし、対象経費(消費税を除く)の1/2以内。 ※千円未満切捨て
- ※ただし一回の申請に対し、補助額は50万円を上限とする。

6. 補助事業の実施期間

交付決定の日から、令和8年2月末日までに完了するようにしてください。

7. 提出書類

次の書類を、横手市役所農林部食農推進課まで、郵送又は持参にて提出してください。

- ①補助金等交付申請書
- ②事業計画書
 - ※上記の他、添付書類として必要と認められる書類。(見積書、会員名簿等)

|8. 募集期間 |

令和7年9月1日(月)~9月26日(金)※午後5時までに必着

- ※持参の場合は、平日の午前8時30分から午後5時までに申請をお願いします。
- ※事業内容や提出書類等についての確認が必要ですので、申請される方は事前に ご相談ください。

9. 審査

事業の採択は、書類審査及びプレゼンテーション審査を実施し、審査会による 審査により決定します。プレゼンテーション審査の日時、場所等については、応募者 に別途通知します。(10月上旬を予定。)主な審査基準は、農業や関連産業の振興につ ながるか、事業計画に無理がなく実現性があるか、継続性や発展性はあるか、販売計 画は的確であるか等となっております。

|10. 手続等の流れ |

公募、申請 → 審査 → 交付決定 → 事業開始 → (変更交付申請、交付決定変 更通知) → 事業終了(事業支出終了) → 実績報告書の提出 → 補助金検査 → 補助金の請求 → 補助金の支払い → 状況報告(事業終了後3カ年)

- ※補助金は事業終了後の精算払いのため、それまでの間に必要な支払資金を用意する 必要がありますのでご留意ください。
- ※事業終了後3年間にわたり事業の実施状況を報告していただきます。

11. その他

※横手市園芸振興拠点センター(6次産業化支援施設)を利用し、商品開発等を行うことができます。

12. 申し込み・問い合わせ先

横手市役所農林部食農推進課

〒013-0354 横手市大雄字狐塚 253 番地 (横手市園芸振興拠点センター内)

電話: 0182-35-2267 FAX:0182-52-2727